

インターネット上の 違法有害情報対策の現状と課題

情報通信法学研究会

2022/9/21

東京大学

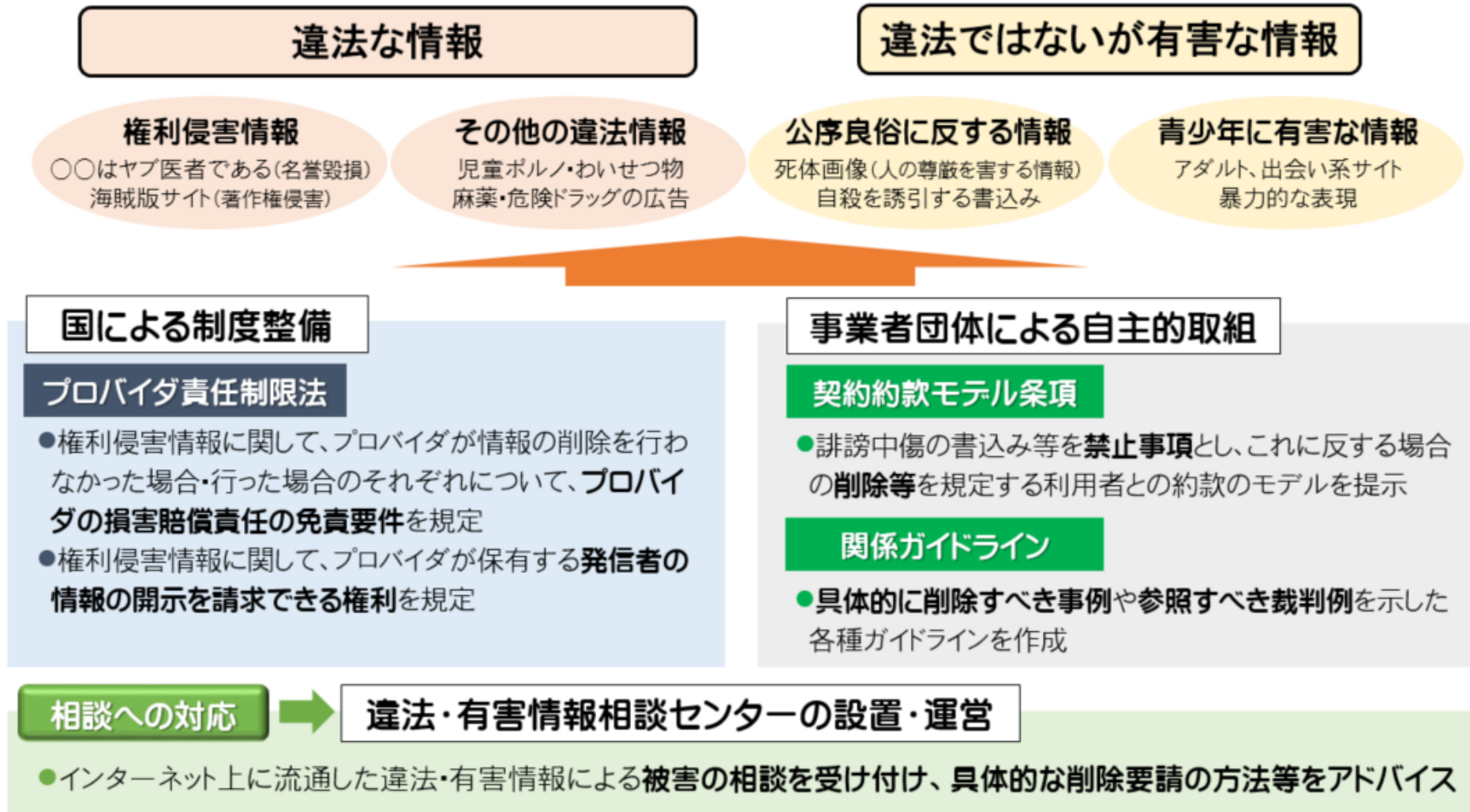
宍戸 常寿

概要

ビの重にり権る策れも責つ
一上を策取人れ対策の経験るや割等に
サSNS討対のるさ情報対策を進められも
ムSNS検傷でよ期待情報対策を進められも
一、て中会に期誤情報対策を進められも
オはい、誹研究省が、取組も進められも
フでつ誹研究動報、取組も進められも
ト」にち務法連情報、取組も進められも
ッ会策う法、な偽情報、取組も進められも
ラ研究対の事、的Disinformation対策を進められも
プ研報こ商け果る、を画海賊版、検索事業者、
「る情。受効あも、ム漫つ、ISP、ネットに
省す害たはをのてラ。つ、インクホルイ
務関有きてめとろい一る。つ、インクホルイ
総に法ていと済こつ、オい。意識CDN等なさら
ス違ねつ、ま救とにフて意、様任、いて

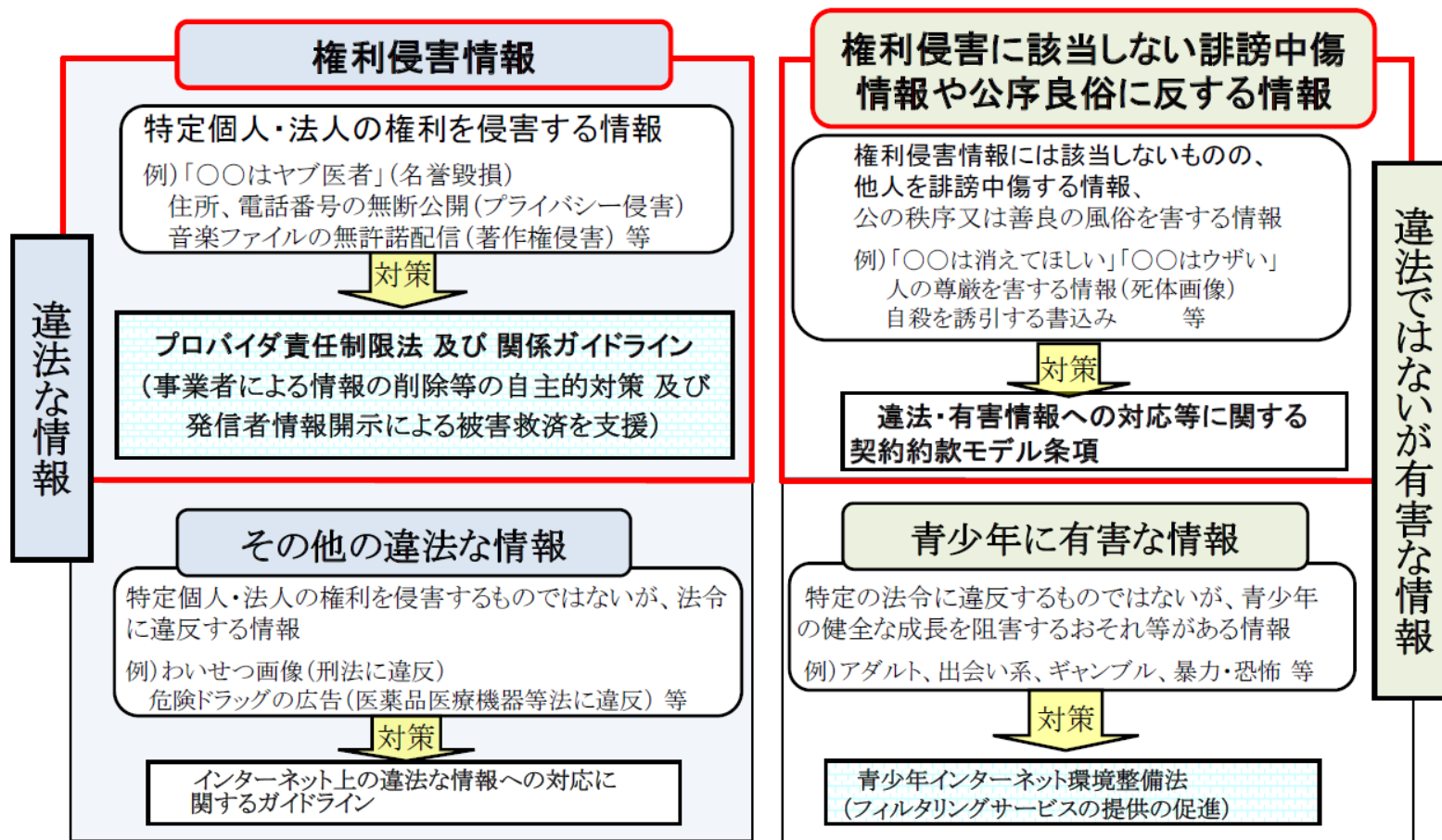
- 1 はじめに
- 2 従来の総務省及び関連団体の取組・検討
- 3 青少年の保護から全世代リテラシーの向上へ
- 4 偽情報・誤情報対策
- 5 誹謗中傷対策
- 6 課題と展望

1 はじめに



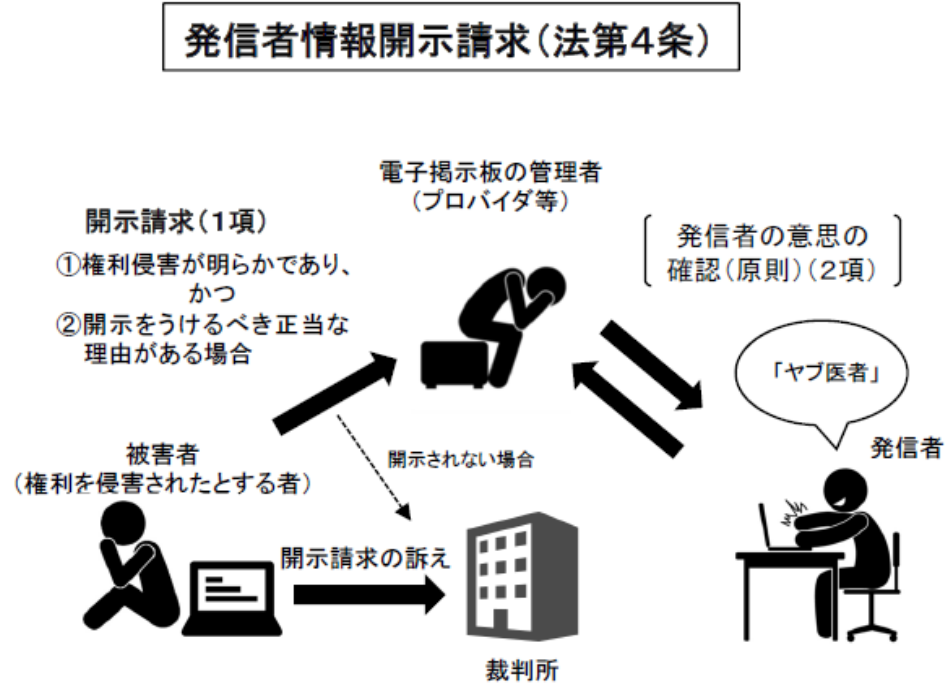
1 はじめに

○ 違法情報(権利を侵害する情報及びその他の違法な情報)や有害情報(公序良俗に反する情報等や青少年に有害な情報)については、以下の四象限に分類した上でそれぞれ対策を実施。



2 従来の総務省及び関連団体の取組・検討

最判平成22・4・13民集64巻3号758頁



「発信者情報が、発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかわる情報であり、正当な理由がない限り第三者に開示されるべきものではなく、また、これがいったん開示されると開示前の状態への回復は不可能となることから、発信者情報の開示請求につき、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなどの厳格な要件を定めた上で（4条1項）、開示請求を受けた開示関係役務提供者に対し、上記のような発信者の利益の保護のために、発信者からの意見聴取を義務付け（同条2項）、開示関係役務提供者において、発信者の意見も踏まえてその利益が不当に侵害されることがないように十分に意を用い、当該開示請求が同条1項各号の要件を満たすか否かを判断させることとしたものである。そして、開示関係役務提供者がこうした法の定めに従い、発信者情報の開示につき慎重な判断をした結果開示請求に応じなかったため、当該開示請求者に損害が生じた場合に、不法行為に関する一般原則に従って開示関係役務提供者に損害賠償責任を負わせるのは適切ではないと考えられることから、同条4項は、その損害賠償責任を制限したのである。」

2 従来の総務省及び関連団体の取組・検討

プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン

初 版：平成19年2月

第2版：平成23年9月

第3版：平成27年7月

(補訂：平成27年12月)

第4版：平成28年2月

第5版：平成30年2月

第6版：平成31年4月

第7版：令和 2年 3月

(補訂：令和2年9月)

第8版：令和 3年 7月

第9版：令和 4年 9月

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

「本ガイドラインは、特定電気通信（法2条1号の「特定電気通信」をいう。以下同じ。）による情報の流通によって権利を侵害された者（以下「被害者」という。）が、当該情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）の開示を請求する権利を規定した法5条の趣旨を踏まえ、情報発信者、被害者及びプロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものである。これにより、法5条に基づく発信者情報開示手續におけるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを促し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。」

「そこで、本ガイドラインでは、発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法5条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るものである。なお、本ガイドラインは、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（以下「本協議会」という。）の参加者によって作成されたものであるが、インターネット上の情報流通による権利侵害については、本協議会の参加者相互間のみで問題となるものではないため、本ガイドラインが本協議会の参加者以外の者によっても活用されることが望まれる。」

2 従来の総務省及び関連団体の取組・検討

- 青少年のインターネット利用環境整備
 - 青少年ネット利用環境整備法（2009年）とフィルタリング利用促進
 - 青少年ネット環境整備基本計画（第1次～5次）
 - 総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」→E M A、安心ネットづくり促進協議会設立（2008年）
 - 利用環境の変化：C G M、スマートフォン、S N S
 - 法改正（2017年）、E M A 解散（2018年）、S M A J 設立（2020年）

2 従来の総務省及び関連団体の取組・検討

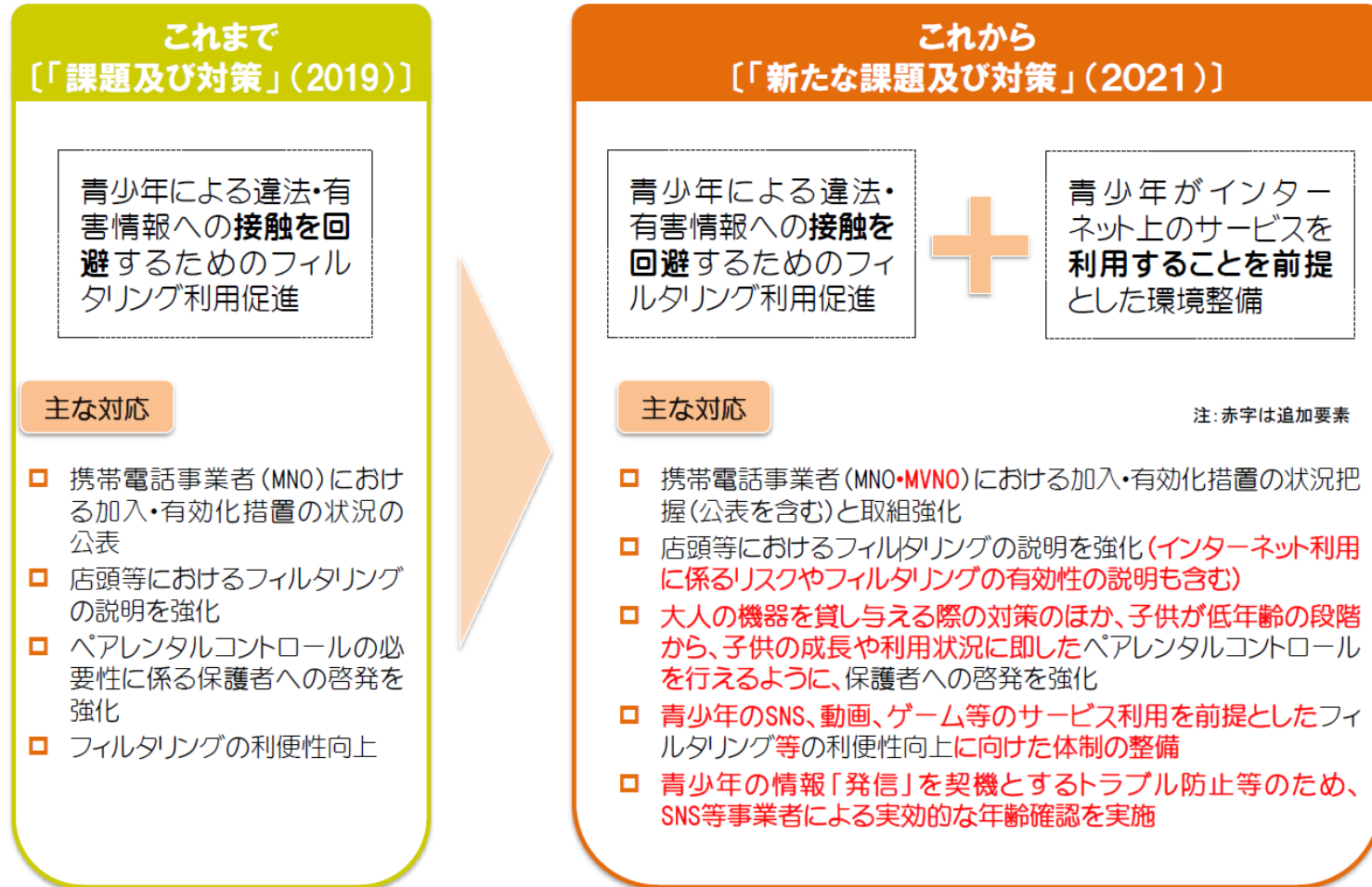
- 通信の秘密、表現の自由
- 自主規制と官民連携が軸
- 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」「ICTサービス安心・安全研究会」及びその下部組織が議論の場
- 狭義の電気通信分野の、それも消費者保護の文脈での政策

3 青少年の保護から全世代リテラシーの向上へ

- ICTサービス安心安全研究会「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」
 - 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（2019年8月）
 1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進
 2. フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成
 3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上
 - 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」（2021年7月）
 1. 契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進
 2. フィルタリングの継続的な利用を促す取組の推進
 3. 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化に伴う新たな課題への対応

3 青少年の保護から全世代リテラシーの向上へ

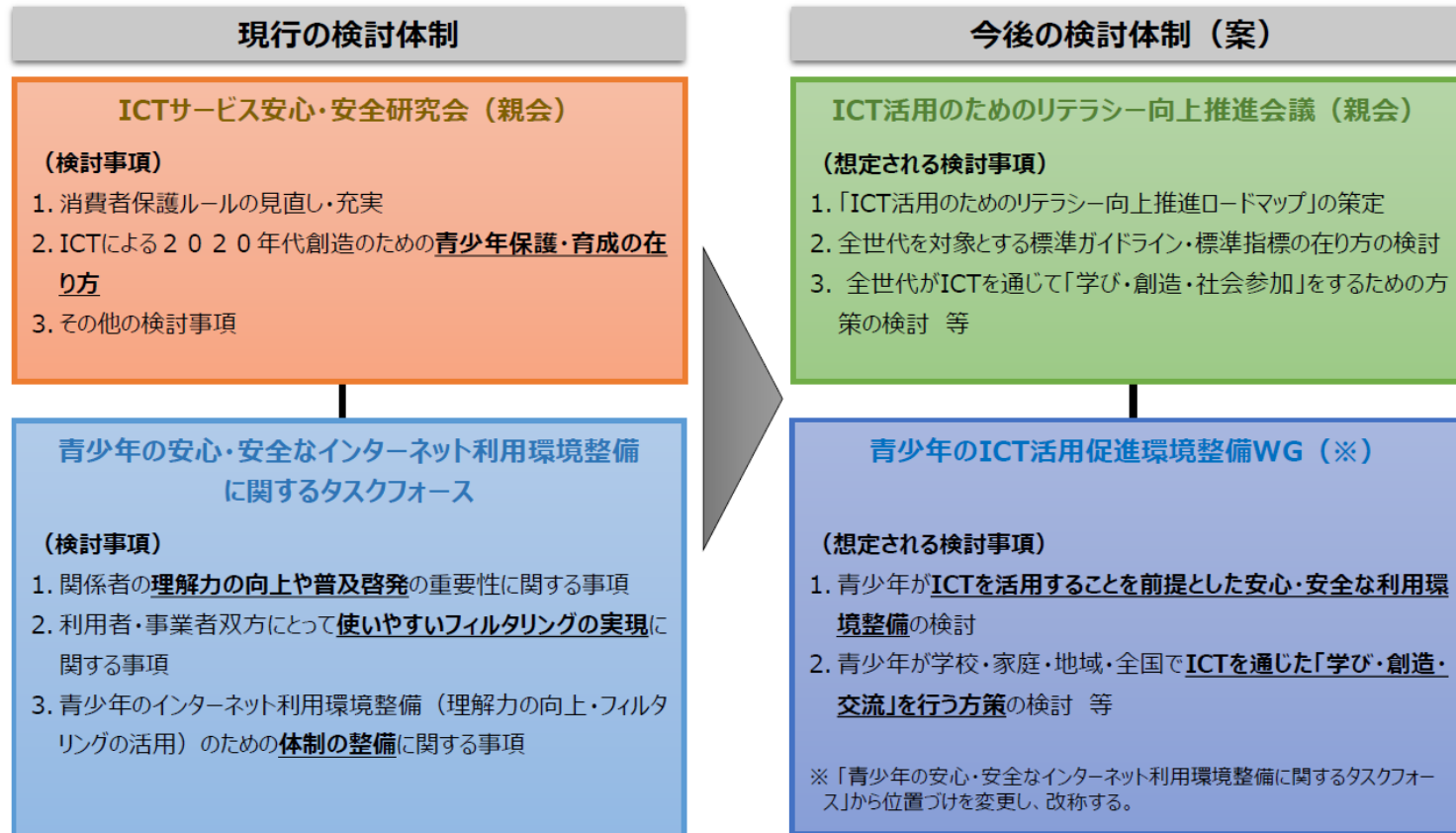
「新たな課題及び対策」イメージ



3 青少年の保護から全世代リテラシーの向上へ

青少年分野の施策に関する検討体制の見直し（案）

- 青少年については、ICT活用が「付加的なもの」から「必須（当然）のもの」になりつつあることを踏まえ、他の世代との関連の中で「正のリテラシー」を強化する必要があることから、これと「青少年の安心・安全なICT利用環境の整備」の検討を統合した検討体制としたい。



第18回タスクフォース（2022年6月）事務局資料

- 「デジタル・シティズンシップ」（自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていく考え方）を強調

4 偽情報・誤情報対策

- 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」

- 中間報告書（2019年4月）

「フェイクニュースや偽情報への対応については、民間部門における自主的な取組を基本として、正しい情報が伝えられ、適切かつ信頼し得るインターネット利用環境となるよう、ユーザリテラシー向上及びその支援方策、また、ファクトチェックの仕組みやプラットフォーム事業者とファクトチェック機関との連携などの自浄メカニズム等について検討をすることが適当である。

その際、憲法における表現の自由に配慮し、EUにおけるデジタルジャーナリズムの強化を含む様々な対策をはじめとする諸外国の動きを念頭に置くとともに、今後とも通信と放送の融合・連携の更なる進展が予想されるところ、上記の放送分野における取組も参考にしつつ、プラットフォームサービスを通じて流布されるフェイクニュース等に対して求められるプラットフォーム事業者の役割の在り方にも留意して、本研究会において更に検討を深めることが適当である。」

- 最終報告書（2020年2月）

4 偽情報・誤情報対策

フェイクニュースや偽情報への対策の必要性・目的[1/2]

11

1. フェイクニュースや偽情報への対策の必要性・目的

- ▶ 近年、欧米諸国を中心に、フェイクニュースや偽情報（以下「偽情報」という。）が問題に。我が国においても近い将来、他国と同様の問題が生じ得ることを念頭に、考え方を整理するとともに、対策を検討。

我が国では、米国や欧州と比較すると、現時点では偽情報に関して大きな問題は生じていない。過去の代表的な事例としては、①災害時、②選挙時、③キュレーションサイト等の問題が挙げられる。

- ▶ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などのプラットフォームに固有の特性が、インターネット上の偽情報の顕在化の一因。
- ▶ 結果として、プラットフォーム上では、不確かな情報や悪意・誘導的な情報の流通により、ユーザが安心・信頼してサービスを利用することができなくなる、また、ユーザの知る権利が阻害されるなど、ユーザにとっての不利益が生じるおそれ。
- ▶ SNSをはじめとするプラットフォームサービスは、経済社会・国民生活の社会基盤となりつつあることから、インターネット上の偽情報の適切な対応が必要。

4 偽情報・誤情報対策

- ▶ 表現の自由への萎縮効果への懸念、偽情報の該当性判断の困難性、諸外国における法的規制の運用における懸念等を踏まえ、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めることが適当。
- ▶ 政府は、これらの民間による自主的な取組を尊重し、その取組状況を注視していくことが適当。特に、プラットフォーム事業者による情報の削除等の対応など、個別のコンテンツの内容判断に関わるものについては、表現の自由の確保などの観点から、政府の介入は極めて慎重であるべき。
- ▶ 他方、仮に自主的なスキームが達成されない場合あるいは効果がない場合には、例えば、偽情報への対応方針の公表、取組状況や対応結果の利用者への説明など、プラットフォーム事業者の自主的な取組に関する透明性やアカウントビリティの確保をはじめとした、個別のコンテンツの内容判断に関わるもの以外の観点に係る対応については、政府として一定の関与を行うことも考えられる。

4 偽情報・誤情報対策

プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書(2020年2月)
第6節 我が国におけるフェイクニュースや偽情報への対応の在り方

- 1 自主的スキームの尊重
- 2 我が国における実態の把握
- 3 多様なステークホルダーによる協力関係の構築
- 4 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保
- 5 利用者情報を活用した情報配信への対応
- 6 ファクトチェックの推進
- 7 ICTリテラシー向上の推進
- 8 研究開発の推進
- 9 情報発信者側における信頼性確保方策の検討
- 10 国際的な対話の深化

4 偽情報・誤情報対策

- モニタリング（2021年3月～5月）と中間とりまとめ（2021年9月）

偽情報対策に関するプラットフォーム事業者における透明性・アカウントビリティ確保状況の主な評価項目の比較

項目	
我が国における実態の把握(2. 関係)	・すべての事業者について、我が国における偽情報の実態把握及び結果の分析・公開は未実施
多様なステークホルダーによる協力関係の構築(3. 関係)	・「Disinformation対策フォーラム」や「Innovation Nippon」により一定の進捗がみられる
プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保(4. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤフー(CGMサービス)は偽情報を直接禁止するポリシーが設けられておらず、対応件数等も非公開 ・LINEは、虚偽の情報の流布を包括的に禁止している。対応件数は一部公開 ・Googleはコロナ関連偽情報に関してポリシーがあり、我が国における削除件数等について一部公開 ・Facebook・Twitterは、削除ポリシーの整備や削除結果の公表等がグローバルでは進められているが、我が国における取組状況やその効果については非公開
利用者情報を活用した情報配信への対応(5. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業者も、偽情報に関する広告や政治広告について、広告配信先の制限や、広告内容に関する何らかの制限を規定するなど、一定の対応は行われている ・LINE及びTwitterでは政治広告禁止。Googleでは日本において選挙広告は禁止 ・政治広告についてのターゲティング技術の適用については明確になっていない
ファクトチェックの推進(6. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤフーやgoogleなど一部のプラットフォーム事業者において、プラットフォーム上の情報へのファクトチェック結果の紐付けや、資金提供等の取組が開始されている ・Facebookでは、グローバルな取組は進められているが、我が国において国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)に加盟しているファクトチェッカーがいないため、ファクトチェッカーとの連携は行われていない ・LINE、Twitterでは、取組は未実施(LINEは台湾では取組を実施)
情報発信者側における信頼性確保方策の検討(9. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・「Disinformation対策フォーラム」において、既存メディアや有識者との情報共有や協議が進展 ・いずれの事業者も、新型コロナウイルス感染症関係の政府(内閣官房や厚労省等)の情報をサービス内で優先表示させる仕組み等を積極的に実施しているが、認知度は低い ・Googleでは、ジャーナリズムの支援策を実施
ICTリテラシー向上の推進(7. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・Facebook・Google・LINEでは、我が国において偽情報の問題に対応したリテラシー教育に関する取組を実施 ・Twitterの取組は、偽情報対策に資する内容となっているか不明。ヤフーは今後実施予定
研究開発の推進(8. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・Facebook、Google、Twitterではグローバルな取組としてディープフェイク対策のための研究開発が行われている ・ヤフー、LINEではディープフェイク対策の研究開発は行われていない

4 偽情報・誤情報対策

・モニタリング（2022年3月）と第二次とりまとめ（9月）

○ プラットフォーム事業者の偽情報への対応については、一部で進展が見られるものの、取組状況及び透明性・アカウントバリティ確保の進展は限定的。多様なステークホルダーによる協力関係の構築、ICTリテラシー向上に関しては、まだ十分とは言えないものの、我が国においても取組が進められつつある。

偽情報対策に関するプラットフォーム事業者における透明性・アカウントバリティ確保状況の主な評価項目の比較

我が国における実態の把握(2. 関係)	・すべての事業者について、我が国における偽情報の実態把握及び結果の分析・公開は未実施
多様なステークホルダーによる協力関係の構築(3. 関係)	・「Disinformation対策フォーラム」などにより一定の進捗がみられる
プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントバリティの確保(4. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤフー(ニュース及び知恵袋)は偽情報を直接禁止するポリシーを設定。対応件数等は一部公開 ・LINEは、虚偽の情報の流布を包括的に禁止している。対応件数は一部公開 ・Googleはコロナ関連偽情報に関してポリシーがあり、我が国における削除件数等について一部公開 ・Meta及びTwitterは、削除ポリシーの整備や削除結果の公表等がグローバルでは進められており、我が国における削除件数等について、ヒアリングの事後に一部公開
利用者情報を活用した情報配信への対応(5. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業者も、偽情報に関する広告や政治広告について、広告配信先の制限や、広告内容に関する何らかの制限を規定するなど、一定の対応を実施 ・LINE及びTwitterでは政治広告禁止。Googleでは日本において選挙広告は禁止。政治広告についてのターゲティング技術の適用については、ヤフー及びGoogleにおいて、政治広告に関する行動ターゲティングを制限
ファクトチェックの推進(6. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤフーやGoogle、LINEなど一部のプラットフォーム事業者において、ファクトチェック結果のまとめの掲出やプラットフォーム上の情報へのファクトチェック結果の紐付け、資金提供等の取組が開始されている ・Metaでは、グローバルな取組は進められているが、我が国において国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)に加盟しているファクトチェッカーがいないため、ファクトチェッカーとの連携は行われていない ・Twitterでは、特定の投稿にユーザが文脈を追加できるBirdwatch機能を試行予定。
情報発信者側における信頼性確保方策の検討(9. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・「Disinformation対策フォーラム」において、既存メディアや有識者との情報共有や協議が進展 ・いずれの事業者も、新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵襲関係の情報について、信頼性のあるニュースメディアやファクトチェック機関、政府(内閣官房や厚労省等)の情報をサービス内で優先表示を実施 ・Googleでは、ジャーナリズムの支援策を実施
ICTリテラシー向上の推進(7. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業者において、偽情報の問題に対応したリテラシー教育に関する取組を実施 ・ヤフーでは、不確かな情報に惑わされないための「Yahoo!ニュース健診」を提供。
研究開発の推進(8. 関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・Google、Meta、Twitterではグローバルな取組としてディープフェイク対策のための研究開発が行われている。ヤフー、LINEではディープフェイク対策の研究開発は行われていない

4 偽情報・誤情報対策

(2) 偽情報対策に関する今後の取組の方向性（第二次とりまとめ）

37

- 1 自主的スキームの尊重**
 - ・民間による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要
- 2 我が国における実態の把握**
 - ・我が国における偽情報の流通状況が明らかになっているとは言えないことから、プラットフォーム事業者は、自らのサービス上で生じている我が国における偽情報の問題について適切に実態把握を行い、研究者が分析を行うために必要な情報の無償で情報提供が行われることが望ましい
- 3 多様なステークホルダーによる協力関係の構築**
 - ・「Disinformation対策フォーラム」「Innovation Nippon」等の産学官民の連携の場において継続的に議論・研究が行われることが望ましい
- 4 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保**
 - ・プラットフォーム事業者は、リスク分析・評価に基づき、偽情報へのポリシーの設定とそれに基づく運用を適切に行い、それらの取組に関する透明性・アカウントビリティ確保を進めていくことが求められる
 - ・総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要。どのような方法や情報により偽情報への適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて引き続き検討が必要
- 5 利用者情報を活用した情報配信への対応**
 - ・広告の種類・対応に応じてリスクや問題の差異を分析したうえで、特に、偽情報を内容とする広告の配信やターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティ確保が求められる
- 6 ファクトチェックの推進**
 - ・プラットフォーム事業者・ファクトチェッカー・ファクトチェック推進団体・既存メディア等が連携したさらなる取組が期待される
 - ・「Disinformation対策フォーラム」報告書を踏まえたファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的検討が進められることが望ましい
 - ・我が国におけるファクトチェック結果を積み重ねて分析を行うことにより、偽情報の傾向分析やそれを踏まえた対策の検討が行われることが望ましい
- 7 情報発信者側における信頼性確保方策の検討**
 - ・現代のメディア環境に対応した情報の信頼性の確保の在り方について、既存メディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者など関係者の間で検討を深めていくことが望ましい
 - ・ミドルメディアを中心とした偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに関する実態把握と分析も踏まえ、検討を深めていくことが望ましい
- 8 ICTリテラシー向上の推進**
 - ・偽情報の特徴を踏まえながら引き続き、総務省が開発した啓発教育教材を活用することを含め、ICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組むことが必要
- 9 研究開発の推進**
 - ・ディープフェイク等に対抗するための研究開発や事業者の対応が進められることが望ましい
- 10 国際的な対話の深化**
 - ・偽情報に関する政策について国際的な対話の深化を深めていくことが望ましい

総務省は、違法・有害情報となる偽情報に関するプラットフォーム事業者の取組状況について、先述の違法・有害情報対策に関する記載内容を踏まえて、偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要。また、流通状況に関する実態把握と取組に関するモニタリング手法を検討しつつ継続すること必要。

4 偽情報・誤情報対策

- 第二次取りまとめ

「偽情報は、その外延や個別の情報が偽情報であるか、また、その流通による我が国における影響について、モニタリングからも十分明らかではなく、我が国における実態が未だ明らかではない。そのため、プラットフォーム事業者は、引き続き、実態を把握しその結果を公表することが求められるとともに、プラットフォーム事業者に限らないメディアも含めた産学官民の社会全体で検討する環境が整備されることが必要である。

一方、既にプラットフォーム事業者では、偽情報等の不適切な情報への措置を講じる必要性が認識されており、あらかじめ対応方針や基準となるポリシーを自主的に設定し、投稿の削除やアカウントの停止等の措置を行っている。こうした措置については、措置の対象とされるべき情報に対して措置が確実に行われることが望ましい一方で、行き過ぎた措置や恣意的な運用によってユーザの表現の自由を損なうことがないように、過不足なく実施される必要がある。そのため、プラットフォーム事業者は、偽情報についても、我が国において生じている自らのサービス上の偽情報の問題について適切に実態把握とリスク評価を行った上で、そのリスクに応じて偽情報への対応を行うとともに、その透明性の確保を進めていくことが求められる。

しかしながら、プラットフォーム事業者による我が国における偽情報への対応及び透明性・アカウントビリティ確保の取組の進捗は限定的であり、偽情報に対して適切なリスク評価や低減措置が行われているか十分に明らかではなかった。

以上を踏まえ、プラットフォーム事業者において、違法・有害情報となり得る偽情報への対応については、本章1の違法・有害情報対策の方針も踏まえて、透明性・アカウントビリティが確保されることが必要である。総務省は、違法・有害情報となる偽情報に関するプラットフォーム事業者の取組状況について、前述の違法・有害情報対策に関する記載内容を踏まえて、偽情報への対応に関する透明性・アカウントビリティの確保に向けて、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与を具体的に検討することが必要である。

なお、行政は、引き続きプラットフォーム事業者等による自主的な削除等の対応を促進することとし、プラットフォーム事業者等に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制を導入することは、誹謗中傷の場合と比べても、極めて慎重な検討を要する。

また、総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要である。この際、プラットフォーム事業者に対して具体的にどのような対応や情報公開を求めることにより、偽情報への適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて、引き続き検討が必要である。」

4 偽情報・誤情報対策

<偽情報対策の進捗状況について（主な取組）>

【1. 多様なステークホルダーによる協力関係の構築】

- 2022年3月に「Disinformation対策フォーラム」の報告書が公表された。（事務局：一般社団法人セーフインターネット協会）。中間とりまとめまでの①フェイクニュースを巡る実態・最新の研究成果、②事業者における取組、③関連団体における取組に加え、ファクトチェック推進のあり方とリテラシー向上のあり方を中心に、民間部門の自主的かつ実効的な取組の方向性等に関する議論をとりまとめた。

【2. ファクトチェックの推進】

- 「ファクトチェックイニシアティブ（FIJ）」が設置した特設サイトを通じて、新型コロナウイルスやウクライナ侵攻に関するメディア等によるファクトチェック結果を一覧で表示しており、一部ニュースサイトなどにおいてリンクが掲出されている。
- 「Disinformation対策フォーラム」報告書では、ファクトチェックに関してさらなる取組を進めるにあたっての留意点（ファクトチェックを行う目的の明確化と表現の自由の尊重や、ファクトチェック結果をいかに拡散するかということや、国際ファクトチェックネットワーク（IFCN）との整合性）や、限られたリソースを効果的に用いるために踏まえるべき点（ファクトチェックの総合的な実施、対象分野・案件の選定、中立性と公平性の担保等）について整理されている。

【3. 情報発信者側における信頼性確保方策の検討】

- 「Disinformation対策フォーラム」において、一般社団法人日本新聞協会・日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟がオブザーバ参加し、プラットフォーム事業者・メディア関係団体・有識者との対話や情報共有が進められている。
- 東京大学鳥海不二夫研究室、TDAI Lab、日本放送協会では、ネット上の盛り上がりに留意が必要なニュースに注意喚起のマークの掲出や、意見の分断状況や少数者による拡散状況の可視化などを行う「公共放送コンテンツのオンライン配信を通じた健全な情報空間の形成に関する共同研究」を社会実証として実施している。

5 誹謗中傷対策

- リアリティ番組出演者に対するSNS上の誹謗中傷（2020年5月）
- プラットフォームサービス研究会「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」（2020年8月）
- 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」（2020年9月）
- 発信者情報開示の在り方に関する研究会最終取りまとめ（2020年12月）
- プロバイダ責任制限法改正（2021年4月）

5 誹謗中傷対策



(参考)「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

7

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)SMAJ・(一社)SIA)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行予定】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行予定】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

4. 相談対応の充実にに向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

5 誹謗中傷対策

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）（令和4年10月1日施行予定）

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

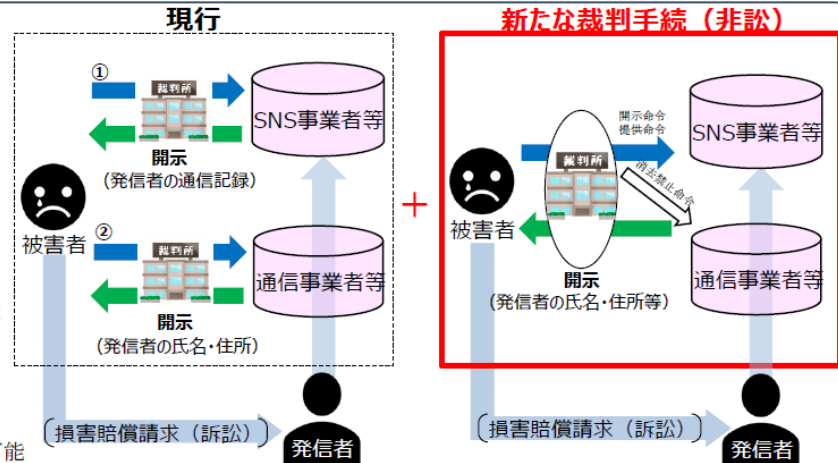
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能



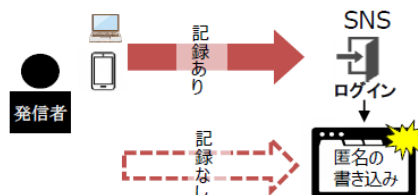
2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定するためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉
ID/パスワードを入力し、アカウントにログインした上で投稿などを行うサービス



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
※新たな裁判手続及び現行手続(訴訟手続及び任意開示)の場合

(公布日：令和3年4月28日)

5 誹謗中傷対策

- 法務省と総務省の連携
 - #NoHeartNoSNS
 - 法務省人権擁護機関による削除要請と削除対応率（サイト別・類型別）の公表（2022年3月）
- プラットフォームサービス研究会
 - モニタリング（2021年2月）と中間取りまとめ（9月）
 - モニタリング（2022年2～3月）と第二次取りまとめ（8月）

5 誹謗中傷対策

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（サイト別）

番号	サイト名	(種別)	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計 ○+△(件)		削除せず ×(件)	全部削除率 ○/□(率)	削除対応率 ○+△/□(率)	
				全部削除 ○(件)	一部削除 △(件)				
1	FC2	ブログ	31	31	29	2	0	93.55%	100.00%
2	2ちゃんねるブックマーク	掲示板のコピーサイト	19	19	18	1	0	94.74%	100.00%
3	爆サイ.com	掲示板	134	132	124	8	2	92.54%	98.51%
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	27	26	26	0	1	96.30%	96.30%
5	ログ速	掲示板のコピーサイト	21	20	20	0	1	95.24%	95.24%
6	imgur	画像・動画の共有サイト	15	12	12	0	3	80.00%	80.00%
7	ライブドアブログ	ブログ	24	19	17	2	5	70.83%	79.17%
8	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	78	53	41	12	25	52.56%	67.95%
9	Yahoo!知恵袋	Q & A サイト	21	13	9	4	8	42.86%	61.90%
10	ホストラブ	掲示板	13	8	6	2	5	46.15%	61.54%
11	Twitter	SNS	86	29	24	5	57	27.91%	33.72%
12	5ちゃんねる	掲示板	80	21	17	4	59	21.25%	26.25%
13	YouTube	画像・動画の共有サイト	33	8	6	2	25	18.18%	24.24%
14	2ch2.net	掲示板	14	2	1	1	12	7.14%	14.29%
15	その他		577	425	403	22	152	69.84%	73.66%
	全体		1173	818	753	65	355	64.19%	69.74%

※ 件数は、個別のプロバイダ等に対する削除要請の件数であり、個別の投稿の件数ではない。通例は、同一の被害者について、特定のサイト等に複数の人権侵害性のある投稿がなされ、そのような複数の投稿について、まとめてプロバイダ等に削除要請を行うところ、このようなプロバイダ等1社に対する要請1回を1件としてカウントしたものである。このうち、全部が削除された場合を「全部削除」、一部が削除されたものを「一部削除」とし、その合計を要請件数で除した数値を削除対応率として示した。

※ 削除には、被害者や地方公共団体による削除依頼に基づく削除のほか、投稿者による自主的な削除もある。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

※ 対象期間は、平成31年1月～令和3年10月。対象期間中に処理を終えた要請件数が10件以上のサイト名を掲げた（閉鎖が確認された破産者情報サイトを除く。）。

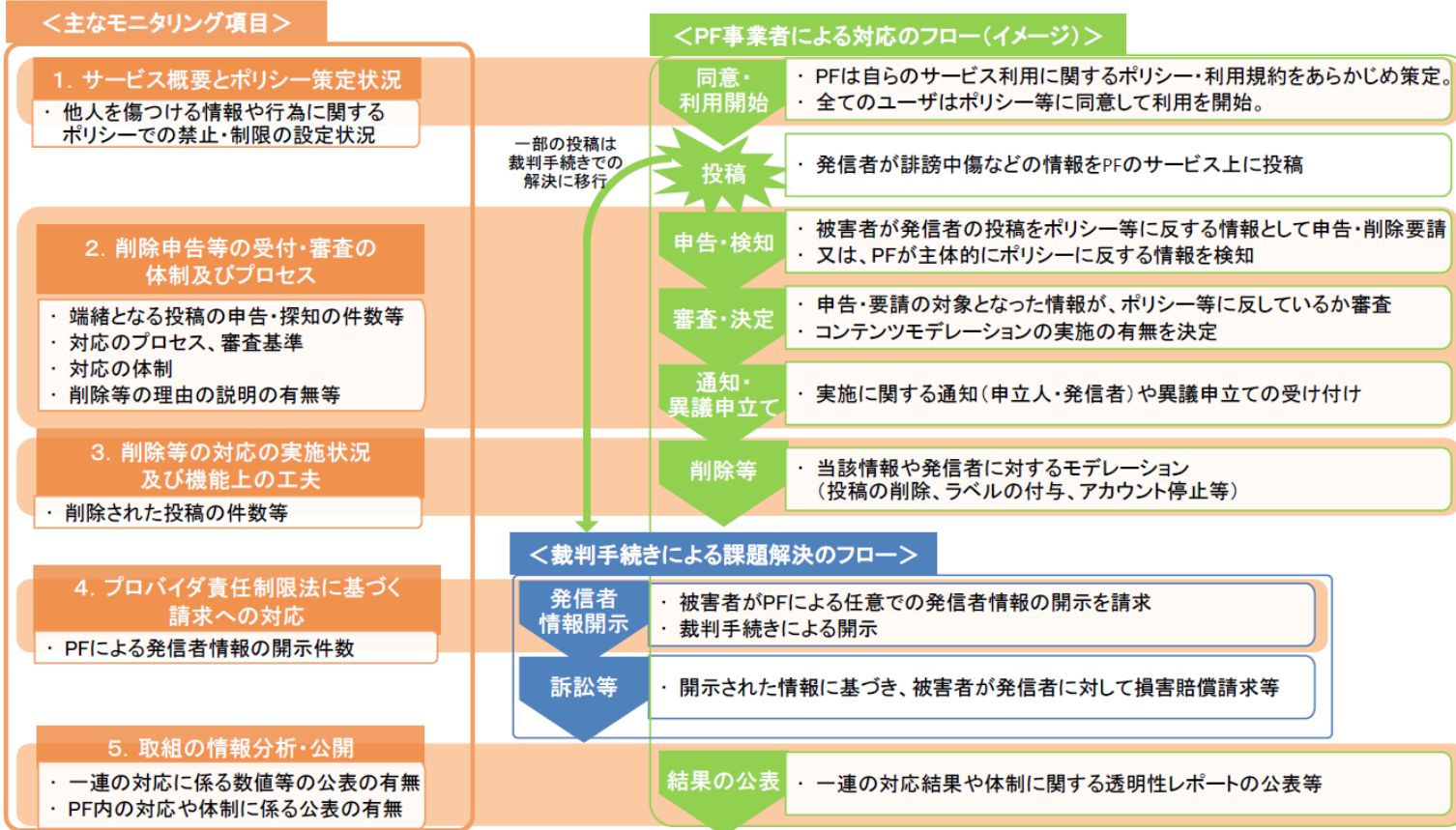
類型	要請件数	削除対応率
私事性的画像記録	177	80.79%
プライバシー侵害	541	72.27%
名誉毀損	237	67.51%
その他	32	68.75%
識別情報の開示（同和）	186	54.84%
全体	1173	69.74%

5 誹謗中傷対策

(2) プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果

21

○ PF事業者による誹謗中傷等の情報への対応に係る透明性・アカウントビリティの確保が図られているかについて、対応に係る各プロセスにおいて数値等の公開の有無を検証する。



5 誹謗中傷対策



(2) プラットフォーム事業者等による対応のモニタリング結果 誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況に対する評価の概要

17

- プラットフォーム事業者の誹謗中傷への対応に関する透明性・アカウントビリティ確保状況は、前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントビリティの確保が十分とは言えない状況。
- ヤフー及びLINEは、我が国における誹謗中傷への対応について、具体的な取組や定量的な数値を公表しており、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策が進められている。ヤフーでは透明性レポートが新たに公表された。
- Googleは、我が国における定量的な削除件数等を一部新たに示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Metaは、我が国における定量的な削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。
- Twitterは、我が国における定量的なポリシー別の削除件数等を事後的に一部示し、透明性・アカウントビリティ確保に向けた施策に一定の進展が見られる。一方、対応のための部署に関する情報や発信者情報開示に関する情報は明らかではない。

主な項目の評価	ヤフー	Google	LINE	Meta	Twitter
誹謗中傷等に関するポリシー(1-③(ii)(iii)関係)	◎	◎	◎	◎	◎
一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者(2-①③④関係)	◎	×	◎	×	×
削除等への苦情等に対する苦情受付態勢及び苦情処理のプロセス、件数(2-⑥⑦関係)	○	△	○	△	△
日本における削除要請件数や削除件数(3-①②③関係)	◎	○↑	◎	×(○↑)	×(○↑)
発信者情報開示の件数(4-①②関係)	◎	×	◎	×	×
取組の効果分析(5-②関係)	○	△	△	△	△
透明性レポートの公開(5-①関係)	◎↑	○	◎	△	○

→今回のモニタリングの質問項目について、事業者が「回答を控えた理由」及び「今後の対応方針」は次ページの通り

※2022年3月7日時点の評価 ↑: 昨年からの進展 (): 事後提出情報を含む評価
◎: 十分かつ詳細な記載があった ○: 概ね記載があった △: 一部記載があった ×: 記載がなかった

5 誹謗中傷対策

🍌 (1) 違法有害情報対策全般に関する今後の取組の方向性 (第二次とりまとめ) 36

0. 前提となる実態の継続的な把握

- ・違法有害情報対策の前提として、プラットフォーム事業者は、自社サービス上の違法・有害情報の流通に関する実態把握とリスク評価を行うことが必要
- ・総務省も、相談機関等における相談件数や内容の傾向、目撃経験や被害経験に関するユーザ調査等を通じた継続的なマクロな実態把握が必要。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう、青少年に加え大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施することを検討していくことが必要。普及啓発の実施にあたっては、目標の設定と効果分析の実施が重要。
- ・総務省や各ステークホルダーによるICTリテラシー向上の取組状況を把握し、ベストプラクティスの共有や更なる効果的な啓発を行うことが必要

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

<プラットフォーム事業者の自主的取組の支援>

- ・プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要
- ・トラस्टッドフラグガーの仕組みの導入・推進にむけて検討を行うことが望ましい。法務省の人権擁護機関からの削除要請に関し、削除に関する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、円滑な削除対応を促進することが必要
- ・プラットフォーム事業者は、一定の短期間の間に大量の誹謗中傷が集まった場合へのアーキテクチャ上の工夫について、既存の機能や取組の検証や新たな対応の検討を行うことが望ましい

<プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウントビリティの向上と枠組みの必要性>

- ・プラットフォーム事業者は、投稿の削除等に関して透明性・アカウントビリティの確保を国際的な議論も踏まえて果たすことが必要。前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウントビリティの確保が十分とは言えない状況であった。

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・2022年10月の法施行に向け、関係事業者及び総務省の間で新制度の具体的な運用に関する協議を進めることが必要
- ・プラットフォーム事業者・行政側の双方で、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められる

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ・違法有害情報相談センターにおいて、相談機関間の連携と窓口の周知の強化とともに、引き続き着実な相談対応を実施することが必要

- ・我が国におけるプラットフォーム事業者による投稿削除等に係る体制確保や運用状況等の透明性・アカウントビリティ確保に向けて、総務省は、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要。
- ・具体化にあたっては、①リスクベースアプローチ、②リスク分析・評価と結果公表、③適切な対応の実施と効果の公表、④継続的モニタリング、⑤データ提供、といったといった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当。対応状況の分析・評価を継続的に行うことが必要。

5 誹謗中傷対策

- プラットフォームサービス研究会第二次取りまとめ（8月）

3 透明性・アカウントビリティ確保の重要性、枠組みの必要性とその方向性等	92
（1） 透明性・アカウントビリティ確保の重要性.....	92
（2）－1 誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対応に係る透明性・アカウントビリティ確保のための枠組みの必要性	93
（2）－2 誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対応に係る透明性・アカウントビリティ確保のための枠組みの方向性	95
（3） 偽情報への対応に係る透明性・アカウントビリティの確保について.....	96
（4） その他プラットフォーム事業者に期待されること	97

5 誹謗中傷対策

- プラットフォーム事業者の情報流通の責任と自律的な創造意工夫への期待
- 過不足ない対応のための「言論空間のガバナンスに対するガバナンス」
- コンテンツモデレータシヨリについて、透明性・アクセスの法的枠組の策定及び遵守の速やかな具現化が必要
- 投稿の削除義務づけは過剰削除の懸念が、表引きの続き、極めを慎重な検討が必要

1. 誹謗中傷等に関するポリシー
2. 一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームや日本国内の拠点・責任者の有無など、我が国において十分かつ適切なリソース配分がなされているか
3. 削除等への苦情等に対する苦情受付態勢及び苦情処理プロセス
4. 日本における削除要請件数や削除件数
5. 発信者情報開示の件数
6. 取組の効果分析
7. 透明性レポートの公開

5 誹謗中傷対策

- セーフアーインターネット協会
 - 誹謗中傷ホットライン（2020年6月）
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
 - 権利侵害明白性ガイドライン（2021年4月）
<https://www.saferinternet.or.jp/gl-consul-desk/>
発信者情報開示関係ガイドラインとの関連

5 誹謗中傷対策

- 商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ」（2022年5月）

<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/nethibouchusyo>

- 1 インターネット上の投稿等の削除の判断基準
- 2 SNS等における「なりすまし」
- 3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
- 5 削除の範囲
- 6 集団に対するヘイトスピーチ
- 7 同和地区に関する識別情報の摘示
- 8 その他の論点

6 課題と展望

- プラットフォーム事業者との関係
 - EU、アメリカでの議論
 - 共同規制
 - 透明性確保
- プラットフォーム事業者以外との関係
 - 海賊版対策の教訓…権利者、検索事業者、CDN事業者、レジストラ、クラウド事業者等

6 課題と展望

- 情報通信政策としての整合性
 - 放送政策との連動
- デジタル社会の政策全体との連動
 - デジタル庁、法務省、教育、「誰一人取り残さない」
 - 普及啓発施策、データの収集と分析（E B P M、オープンサイエンス）
- 国が直接的に規制すべき事柄、企業・団体の自主規制等の切り分けと総合的な調整
 - 複数の政策と規制の衝突、規制主体の多元性の問題
 - ガバナンス・イノベーションの議論を参考に